

大阪市立瓜破西中学校 「いじめ対策基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「確かな学力を身につけ、変化する社会をたくましく生き抜く力」の育成のために「瓜破西中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。
- ② 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
- ④ 日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① チャイム着席、授業中の正しい姿勢・発表の仕方・聞き方など、授業における規律を確立する。
- ② すべての生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業改善をすすめる。
- ③ 公開授業、相互授業参観を計画的に行い、教員の授業力の向上をはかる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学級委員や教科係の役割を生徒全員が受け持ち、一人一人が活躍できる学級集団づくりをすすめる。
- ② 生徒集団づくりを通して、互いに認め合い、尊重し、共に生きる姿勢と態度を養う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育を通して、人としての「気づかい」や「思いやり」等に触れることで、自分自身の生活や行動、他人との関わりを顧みる。
- ② 性教育をはじめ、命の大切さを実感できる取り組みを計画的にすすめる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒が示すささいな変化やサインを見逃さないよう、日頃から見守りや会話等に努める。
- ② 「今週のできごと」アンケートを毎週実施し、実態の早期把握に努める。
- ③ 教育相談週間および事前アンケートを年3回実施し、実態の把握に努めるとともに教職員相互に情報を共有する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめに係る相談を受けた場合やいじめを発見した場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、被害生徒の安全を確保するとともに、再発を防止するため、被害生徒とその保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的におこなう。
- ③ 被害生徒へのケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、場合によっては専門手的な機関とも連携した対応を図る。
- ④ 被害生徒が安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて、保護者と連携を図りながら、加害生徒を一定期間、別室指導等の措置を取る。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察等と連携して対処する。
- ⑥ いじめを内在する生徒集団に対して、傍観者も含め自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる集団を目指し指導する。
- ⑦ ネット上のいじめに対しては、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止および対応を組織的にすすめるため「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

① 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭、その他関係職員（必要に応じて、人権教育担当、学級担任、特別支援学級担任等）

② 役割

- ・いじめ事案に関する情報や、問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・必要に応じて会議を開催し、指導および支援の方針決定を行う。

③ 年間計画

- ・いじめ実態調査アンケート 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談週間 年2回（6月、11月）
- ・生徒に関する情報交換 毎週

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページ等で、日頃の学校の様子や取り組みの情報発信に努める。

② P T A 実行委員会や学校協議会において、いじめの実態や指導方針等を伝え意見交流を行うとともに、連携・協力を求める。

(3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」の中間評価・年度末評価において、自校の取り組みを適正に評価する。

② 学校評価アンケートを実施し、客観的な視点で、いじめの未然防止・早期発見への改善につなげていく。

7. 重大事案への対処

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対応を行う。

① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会の指導のもと、校内の体制を整え、迅速かつ的確に調査を行う。

- ・いじめ防止対策委員会を母体に、調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査で明らかになった事実関係について、被害生徒とその保護者に対して情報を適切に提供する。

③ 調査結果を、正確に教育委員会に報告する。

④ 教育委員会の指導のもと、必要な措置を取る。

※ いじめ発見の際の流れ

